

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和4年4月14日(2022.4.14)

【公開番号】特開2020-174251(P2020-174251A)

【公開日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2020-043

【出願番号】特願2019-74197(P2019-74197)

【国際特許分類】

H 04 N 1/00(2006.01)

10

G 03 B 27/50(2006.01)

【F I】

H 04 N 1/00 519

G 03 B 27/50 A

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月6日(2022.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原稿が載置されるプラテンガラスと、

前記プラテンガラスの上に載置された前記原稿の画像を、副走査方向に移動しながら前記副走査方向に直交する主走査方向に読み取る読み取ユニットと、

前記読み取ユニットを収容し、前記プラテンガラスを支持する筐体と、

前記副走査方向に延在して前記筐体に固定され、前記副走査方向における前記読み取ユニットの移動を案内するガイドシャフトと、

前記読み取ユニットに設けられ、前記ガイドシャフトの上を摺動する摺動部材と、

前記ガイドシャフトの下方に配置されて前記主走査方向に突出した複数の突出部を含み、前記読み取ユニットに設けられた規制部材と、

を備え、

前記複数の突出部は、それぞれ前記副走査方向において異なる位置に配置されており、前記摺動部材および前記複数の突出部は、前記ガイドシャフトに当接することによって前記主走査方向および前記副走査方向に直交する上下方向における前記読み取ユニットの移動を規制することを特徴とする画像読み取装置。

【請求項2】

前記複数の突出部は、前記上下方向に沿って見たときに前記ガイドシャフトと重なる領域を有していることを特徴とする請求項1に記載の画像読み取装置。

【請求項3】

前記筐体に取り外し可能に固定可能な固定部材を備え、

前記筐体は、第一の開口部が設けられており、

前記規制部材は、第二の開口部が設けられており、

前記固定部材は、前記第一の開口部および前記第二の開口部と係合し、それによって前記読み取ユニットの前記副走査方向の前記移動が規制されることを特徴とする請求項1又は2に記載の画像読み取装置。

【請求項4】

前記ガイドシャフトは、前記主走査方向における前記読み取ユニットの一端部で前記筐体に

40

50

設けられており、

前記規制部材および前記摺動部材は、前記読み取りユニットの前記一端部に配置されていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項5】

前記副走査方向における前記規制部材の幅は、前記副走査方向における前記読み取りユニットの幅と同じである請求項1乃至4のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項6】

前記規制部材は、前記ガイドシャフトに関して前記摺動部材の反対側に配置されていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項7】

前記規制部材は、前記読み取りユニットと異なる材料で形成されていることを特徴とする請求項1乃至6のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

10

【請求項8】

前記主走査方向における前記読み取りユニットの他端部で前記筐体に取り付けられた第二の規制部材を備えることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【請求項9】

前記第二の規制部材は、前記主走査方向にスライドされて前記筐体の下面と前記読み取りユニットの上面との間の隙間に挿入されることを特徴とする請求項8に記載の画像読み取り装置。

【請求項10】

前記第二の規制部材は、前記筐体に設けられた穴と係合して前記第二の規制部材の前記主走査方向における位置を決定する凸部を有することを特徴とする請求項8又は9に記載の画像読み取り装置。

20

【請求項11】

前記摺動部材は、前記副走査方向において前記複数の突出部の間に配置されていることを特徴とする請求項1乃至10のいずれか一項に記載の画像読み取り装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【0006】

上記課題を解決するために、画像読み取り装置は、

原稿が載置されるプラテンガラスと、

前記プラテンガラスの上に載置された前記原稿の画像を、副走査方向に移動しながら前記副走査方向に直交する主走査方向に読み取る読み取りユニットと、

前記読み取りユニットを収容し、前記プラテンガラスを支持する筐体と、

前記副走査方向に延在して前記筐体に固定され、前記副走査方向における前記読み取りユニットの移動を案内するガイドシャフトと、

前記読み取りユニットに設けられ、前記ガイドシャフトの上を摺動する摺動部材と、

前記ガイドシャフトの下方に配置されて前記主走査方向に突出した複数の突出部を含み、前記読み取りユニットに設けられた規制部材と、

を備え、

前記複数の突出部は、それぞれ前記副走査方向において異なる位置に配置されており、前記摺動部材および前記複数の突出部は、前記ガイドシャフトに当接することによって前記主走査方向および前記副走査方向に直交する上下方向における前記読み取りユニットの移動を規制することを特徴とする。

40

50